

## 議案第 2 号

### 県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、県立学校処務規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和5年7月20日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

#### 理 由

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則の施行に伴い、那覇商業高等学校定時制課程を廃止するため、関係訓令を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

**沖縄県教育委員会訓令第 号**

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年 月 日

沖縄県教育委員会  
教育長 半 嶺 満

**県立学校処務規程の一部を改正する訓令**

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 那覇商業高等学校定時制の項を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の県立学校処務規程別表第1に規定する那覇商業高等学校定時制の文書の記号については、この訓令による改正後の県立学校処務規程別表第1の規定にかかわらず、令和12年3月31日までの間、なお従前の例による。

## 訓令案の概要の説明

部課名 県立学校教育課

### 1 件名

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則の施行に伴い、那覇商業高等学校定時制課程を廃止するため、関係訓令を改める必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 各学校の文書記号について、那覇商業高等学校の定時制（記号：那商定）を削る。（別表第1）
- (2) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。（附則第1項）
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、那覇商業高等学校定時制の文書の記号は、令和12年3月31日までの間、なお従前の例による。（附則第2項）

### 4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表

改正案	現行														
<p>第1条～第47条（略）</p>	<p>第1条～第12条（略）                      （記号及び番号）  <b>第13条</b> 文書には、次に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。                      この場合、記号の次に番号を付するものとする。                      (1) 文書の記号は、別表第1に定めるとおりとし、その番号は、各学校に備える文書件名簿（第1号様式）により、收受の際に記入し、收受に基づかないで発する場合は、施行の際に記入する日付順の一連番号とする。ただし、軽易な文書については、番号に代えて「号外」と表示し、文書件名簿への記載は省略するものとする。                      (2)・(3)（略）</p>														
<p>第14条～第47条（略）</p>	<p>第14条～第47条（略）</p>														
<p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="997 1137 1284 2083"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇商業高等学校</td> <td>那商</td> </tr> <tr> <td>那覇高等学校</td> <td>那覇</td> </tr> </tbody> </table>	学校	記号	那覇商業高等学校	那商	那覇高等学校	那覇	<p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="997 134 1380 1079"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇商業高等学校</td> <td>那商</td> </tr> <tr> <td>那覇商業高等学校定時制</td> <td>那商定</td> </tr> <tr> <td>那覇高等学校</td> <td>那覇</td> </tr> </tbody> </table>	学校	記号	那覇商業高等学校	那商	那覇商業高等学校定時制	那商定	那覇高等学校	那覇
学校	記号														
那覇商業高等学校	那商														
那覇高等学校	那覇														
学校	記号														
那覇商業高等学校	那商														
那覇商業高等学校定時制	那商定														
那覇高等学校	那覇														

別表第2～別表第4 (略)  
第1号様式～第13号様式 (略)

別表第2～別表第4 (略)  
第1号様式～第13号様式 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

## 参照条文

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第六十二号)

(学校等の管理)

**第三十三条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 (略)